

基労保発第0502001号

平成18年5月2日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

平成18年6月における年金たる保険給付の受給権者の
定期報告に係る機械処理事務等について

平成18年6月末日を提出期限とする定期報告は、年金たる保険給付の受給権者（以下「受給権者」という。）の誕生月（遺族（補償）年金にあつては死亡労働者の誕生月）が1月から6月までのいずれかの月に属する者を対象としているものであるが、当該定期報告に係る事務処理については、昭和46年12月21日付け基発第820号、昭和63年12月28日付け基発第778号、同日付け補償課長事務連絡第35号、平成13年3月30日付け基発第219号、同日付け基発第237号、平成15年3月25日付け基発第0325009号及び平成15年4月1日付け基発第0401051号によるほか、下記の事項に留意の上、遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 定期報告関係用紙の送付について

(1) 定期報告関係用紙は、「定期報告関係用紙送付区分」（別添1 記の3）により、平成18年5月上旬に当室から直接受給権者あて送付することとしていること。

ただし、平成18年2月末日までに書面上の支給決定が行われていても、

平成18年4月3日までに支給決定の機械入力が行われていない受給権者に対しては、当室からの定期報告関係用紙の送付は行えないので、別添1「定期報告関係用紙送付要領」に留意の上、平成18年5月末日までに所轄労働基準監督署から受給権者あて定期報告関係用紙を送付すること。

- (2) 当室から受給権者あてに送付した定期報告関係用紙のうち、あて先が不明等により所轄労働基準監督署に返送されたものについては、当該労働基準監督署において情報検索等により住所、氏名等を確認するとともに、受給権者に連絡し確認の上、再送付すること。

なお、平成18年4月3日現在において、所在不明による支払差止中の受給権者に対しては、当室からの定期報告関係用紙の送付は行えないので、平成18年3月に配信した「所在不明差止者リスト」に記載された受給権者のうち、所在が確認できた者については、定期報告書関係用紙を送付するとともに、所要の措置を講じること。

2 定期報告入力帳票（年金）の入力処理について

- (1) 定期報告入力帳票（年金）の受付年月日は平成18年6月1日以降の日付とし、入力処理についても平成18年6月1日以降に行うこと。

なお、平成18年5月に入力処理を行った場合又は受付年月日を平成18年5月の日付として入力処理を行った場合には、前年度分として処理され、前年度分の定期報告入力帳票が入力されていなかった場合には、注意を促すメッセージ（M675：当年度受付分はA6月B10月以降で入力してください。）がジャーナル部に出力され、既に前年度分の定期報告入力帳票が入力されている場合にはキャンセルされること。

- (2) 定期報告入力帳票（年金）の「②照会状コード」及び「③実行コード」の使用方法については、別添2「定期報告入力帳票（年金）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について」を参照すること。

3 定期報告書の審査について

- (1) 定期報告書については、記載内容について十分な審査を行うこと。

特に、生年月日・元号等については、過去の入力誤り等による過誤払いを伴う基本権取消事案が多く見受けられ、とりわけ障害（補償）年金受給権者の生年月日誤り又は偽っての申請による基本権取消が著しく増加しているため、提出された戸籍謄本・住民票又は診断書に記載されている生年月日・元号等と既入力データとの突合・確認を必ず行うこと。

また、遺族（補償）年金については、養子縁組が行われていない配偶者の父母を誤って受給資格（権）者として認定した事例や、受給権者の婚姻を見

落とした事例等も多く見受けられることから、審査に当たっては戸籍謄本等との突合・確認を必ず行うこと。

なお、記載内容が不審なものについては、労災医員等の意見聴取及び実地調査を行った上、所定の事務処理を行うこと（「労災保険給付事務取扱手引」142頁参照）。

審査の結果、受給権者の住所・氏名等に変更が生じていたことが判明した場合は、次の処理を行うこと。

ア 受給権者の住所・氏名等が定期報告書に印書されているものと相違していた場合は、その理由を調査の上、受給権者に対し「住所・氏名等変更届」（様式第19号）を速やかに提出するよう指導すること。

イ 新たに外国居住者となった場合又は外国居住者が国外で住所・氏名等を変更していた場合は、「外国払入力帳票」（労災保険業務機械処理事務手引〔年金・一時金システム〕479頁参照）により、変更処理を行うこと。

(2) 厚生年金等の受給関係については、本人の記入内容と個人ファイル、添付の改定通知書、「厚年等未調整・厚年等年額未登記リスト」等を照合し、一致しない場合には社会保険事務所に照会するなど所要の調査を行うこと。

特に、「厚年等未調整・厚年等年額未登記リスト」として配信された事案については、現状を把握し、未調整者及び年額未登記者（いわゆる額なし調整者）の解消を図ること。

4 決議書破棄について

定期報告入力帳票（年金）で受付年月日と厚年等情報を同時に入力した場合において、当該入力により出力された「年金変更決定決議書」が未決議状態のまま支払期処理を経過したことにより破棄された場合には、「決議書破棄リスト」を配信することとしていること。

この場合、定期報告入力帳票（年金）で入力した受付年月日は登記されるが、厚年等情報は破棄されるため、一度入力した定期報告入力帳票（年金）を一旦取り消し、再度同様の処理を行うか、あるいは別途「変更帳票」を用いて職権による入力を行うこと。

なお、破棄された決議書は、毎月初めに配信する「データ登記未処理リスト」の対象外としていること。

5 その他

(1) 定期報告の提出については、別添3のとおり、当室より全年金受給者に対して、「労災年金を受給されている方及びご家族の皆様へ」（リーフレット）を送付し、注意喚起していること。

(2) 予備の定期報告関係用紙は、平成18年5月上旬に都道府県労働局に配付する予定であること。

定期報告関係用紙送付要領

定期報告関係用紙の送付に当たっては、定期報告を必要としない者と、定期報告書の提出の必要はあるが診断書の添付を要しない者がいるので、下記の事項に留意し送付すること。

記

1 定期報告を必要としない者の範囲

- (1) 平成18年3月1日以降定期報告書提出締切日（平成18年6月末日）までに支給決定が行われた者
- (2) 平成18年3月1日以降定期報告書提出締切日（平成18年6月末日）までに定期報告と同一の内容について所轄労働基準監督署長の職権による調査が行われた者

2 診断書の添付を要しない者の範囲

- (1) 障害（補償）年金の受給権者となっている者
- (2) 器質的障害又はじん肺（ただし、じん肺のエックス線写真像がじん肺法第4条の規定による第4型で大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一を超える大きさのものに限る。）のみにより、障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者
- (3) 55歳以上の妻又は支給事由発生時において60歳以上の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者（労働者災害補償保険法第16条の2第1項第4号及び同法第16条の3第4項第2号参照）

なお、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者については、受給権者又は受給資格者に関わる年齢要件に該当しても、なお障害の状態についての経過を把握する必要があることから、診断書の添付を要する者として取り扱うこととする。

3 定期報告関係用紙送付区分

区 分	受給権者へ送付する定期報告関係用紙
傷 病 (じん肺)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(3)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ (傷病) (年金通知様式第6号) 3 診断書 (じん肺用)・同続紙 (年金通知様式第2号の1・第2号の2) 4 療養 (補償) 給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒 (定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票 (年金)
傷 病 (せき損)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(3)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ (傷病) (年金通知様式第6号) 3 診断書 (せき髄損傷用) (年金通知様式第3号) 4 療養 (補償) 給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒 (定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票 (年金)
傷 病 (その他)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(3)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ (傷病) (年金通知様式第6号) 3 診断書 (じん肺・せき髄損傷以外用) (年金通知様式第4号) 4 療養 (補償) 給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒 (定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票 (年金)

区 分	受給権者へ送付する定期報告関係用紙
障 害	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第18号(1)） 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（障害）（年金通知様式第6号） 3 返信用封筒（定期報告書提出用） 4 定期報告入力帳票（年金）
遺 族 (障害有)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第18号(2)） 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（遺族）（年金通知様式第6号） 3 障害の状態に関する診断書（年金通知様式第7号） 4 療養（補償）給付たる療養の費用請求書 （様式第7号(1)又は第16号の5(1)） 5 返信用封筒（定期報告書提出用） 6 定期報告入力帳票（年金）
遺 族 (障害無)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第18号(2)） 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（遺族）（年金通知様式第6号） 3 返信用封筒（定期報告書提出用） 4 定期報告入力帳票（年金）

定期報告入力帳票（年金）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について

定期報告入力帳票（年金）を入力する場合の「②照会状コード」及び「③実行コード」の記入は、下表によること。

条 件	②照会状コード	③実行コード
1 「受付年月日」のみを登記する場合	空 欄	空 欄
2 「受付年月日」を登記するとともに、厚年等 情報を入力する場合	空 欄	1
3 「受付年月日」を登記した上で、「定期報告内 容照会状」の配信要求を行う場合	1	空 欄
4 「受付年月日」を登記するとともに、厚年等 情報を入力し、さらに「定期報告内容照会状」 の配信要求を行う場合	1	1

また、上記の処理は同時に行う必要がある（例えば、受付年月日のみ登記した後、同帳票で厚年等情報を入力することはできない。）ため、受付年月日のみ登記した後に厚年等情報を入力する場合には、一度受付処理を取り消し、再度上記の処理を行うか、あるいは「変更帳票」を用いて職権による入力を行うこと。

平成18年4月

④ 留意事項

添付書類は、定期報告の提出日1か月以内に作成されたものが
必要です。

「定期報告書」以外の「届出」の用紙は、年金の支給決定を行った
労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署へ連絡のうえ入手して
ください。

2. 厚生労働省から労災年金受給者の皆様へ送付する主な通知書について（通知書は、労災年金等の受給額をお知らせする大事なものですので、大切に保管してください。）

(1) はがきによる「変更決定通知書」について

「給付基礎日額の最低保障額」、「スライド率」及び「年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額」の改定により、年金額が変更となる方に通知しております。

変更となる場合、毎年8月頃に当年8月分（10月支払期）から翌年7月分（8月支払期）までの一年間の年金等の年額を通知します。

(2) 「労災保険年金等振込通知書」について

労災年金等の受取方法として金融機関の預金口座または郵便局の郵便振替口座への振込みを希望されている方に対して通知しております。

毎年10月初旬に、当年8月分（10月支払期）から翌年7月分（8月支払期）までの一年間の各支払期に支払われる支給額等を一括してお知らせしております。

※ その後、年金年額等に変更があった場合は、その都度通知します。

(3) 「労災保険年金等送金通知書」について

労災年金等の受取方法として郵便局の窓口現金払いを希望されている方に対して通知しております。

毎支払期に、各支払期の支払額をお知らせしております。

177-0044

東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室 年金班
TEL 03-3920-3311(代表)

保存してご利用ください

労災年金を受給されている方及びご家族の皆様へ

このお知らせは、皆様に労災年金等を正しく受給していただくために、労災年金の手続きについてご案内するものです。

以下のような場合には、すみやかに労働基準監督署へ「届出」をしてください。

1. 「届出」が必要になる場合とその手続きについて

(1) 住所・氏名・金融機関（支店や口座番号も含まれます）に変更が生じた場合

《必要な手続き》

① 提出いただく書類

- イ 「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の払渡金融機関等変更届」（様式第19号）
- ロ 変更する内容が確認できる書類（例：住民票の写しや戸籍謄本等）

② 提出先・・・労災年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署

③ 提出の時期・変更後すみやかに

④ 留意事項・・・氏名を変更された場合、別途、年金証書の再交付申請書の提出が必要です。

(2) 厚生年金保険等の受給関係に変更が生じた場合

具体的には、次のような場合等がこれに該当します。

- 労災年金と同じ理由で厚生年金保険等を受給することとなったとき（例：新たに障害厚生年金や遺族厚生年金を受給するとき）または受給していた厚生年金保険等を受けなくなったとき
- 厚生年金保険等から受給する年金の額に変更があったとき
- 受給している厚生年金保険等の種類が変更になったとき（例：遺族厚生年金→老齢厚生年金）

《必要な手続》

① 提出いただく書類

- イ 「厚生年金保険等の受給関係変更届」(様式第20号)
- ロ 変更する内容が確認できる書類(例:厚生年金保険等の裁定通知書や支給額変更通知書、振込通知書)

② 提出先・・・労災年金の支給決定を行った労働基準監督署

③ 提出の時期・変更後すみやかに

④ 留意事項・・・この変更の届出が遅れたことにより、労災年金額が変更となった場合、お支払いをした労災年金の一部を返していただくことや追給を行うことがありますので、ご注意ください。

(3) 遺族年金の受給資格者が増加または減少した場合

具体的には、次のような場合がこれに該当します。

受給資格者の増加する例

- 受給権者と別生計であった受給資格者が、受給権者と生計を同じくしたとき
- 労働者の死亡当時胎児であった子が出生したとき

受給資格者の減少する例

- 受給資格者がお亡くなりになったとき
- 受給資格者が婚姻したとき

《必要な手続》

① 提出いただく書類

- イ 「遺族(補償)年金額算定基礎変更届」(様式第22号)
- ロ 変更する内容が確認できる書類(例:住民票の写し等)

② 提出先・・・労災年金の支給決定を行った労働基準監督署

③ 提出の時期・事実発生後すみやかに

④ 留意事項・・・この変更の届出が遅れたことにより、労災年金額が変更となった場合、お支払いをした労災年金の一部を返していただくことや追給を行うことがありますのでご注意ください。

(4) 年金の受給権者がお亡くなりになった場合

《必要な手続》

① 提出いただく書類

- イ 「年金等受給権者死亡届」(年金申請様式第6号)
- ロ 内容が確認できる書類(例:死亡診断書等)

② 提出先・・・労災年金の支給決定を行った労働基準監督署

③ 提出の時期・事実発生後すみやかに

④ 留意事項・・・この届出が遅れたことにより、年金の受給権者が死亡された後も誤って労災年金が支払われた場合、お支払いした年金を後日返納していただくことがあります。

⑤ 遺族(補償)年金を引き続き受給する受給資格者がおられる場合の手続

遺族(補償)年金の受給権者が死亡され、他に遺族(補償)年金を受給する資格者の方がおられる場合は、別途転給の請求書の提出が必要となります。

(5) 年金の受給権者が定期的に届ける必要のある「定期報告書」

定期報告書は、①受給権が消滅していないか、②厚生年金保険等の受給関係が変更されていないか、③住所、氏名等が変更されていないかなどを確認するため、厚生労働省(労災保険業務室)から皆様方に用紙を送付しております。

《必要な手続》

① 提出いただく書類

- イ 厚生労働省から毎年1回お送りする定期報告書
- ロ 必要な書類(例:住民票の写しや戸籍謄本・抄本等)

② 提出先・・・労災年金の支給決定を行った労働基準監督署

③ 提出の時期・次のとおり誕生月に応じて決められた提出月(6月又は10月)の末日まで

(提出月が6月となる方)

誕生月が1月～6月までの受給権者の方、〔なお、遺族(補償)年金の受給権者にあつては、死亡労働者の誕生月が1月～6月までの方〕

(提出月が10月となる方)

誕生月が7月～12月までの受給権者の方、〔なお、遺族(補償)年金の受給権者にあつては、死亡労働者の誕生月が7月～12月までの方〕